平成３１年度共同募金地域活動助成事業実施要綱

目　的

市内の各団体等が、地域の実情に応じた地域福祉活動を実施するための経費を支援することを目的とします。

事業の実施主体

市内の団体やボランティアグループ、自治会等

対象となる事業及び経費

◆地域における福祉活動全般に要する経費で、単なる団体の運営費など事業実施に直接関係のない経費は対象としません。なお、申請される事業に対し、他から補助金・助成金等を受領または受領予定の場合は、原則対象外とします。

（１）諸　謝　金・・・研修会、講演会やシンポジウム等における講師等への謝礼
（２）旅　　費・・・講師への旅費（団体等のメンバー及びその関係者の交通費は対象外）
（３）通信運搬費・・・切手代、ハガキ代（団体等のメンバー及びその関係者の電話代は対象外）
（４）印刷製本費・・・資料作成代、コピー代、印刷代
（５）備品購入費・・・見積書（原則、出水市内に店舗のある業者に限ります）
（６）消 耗 品費・・・商品代（景品）や飲食費（弁当、お茶菓子）は対象となりません。

【対象となる事業の例】

例１：自治会行事（運動会など）の参加者で足の悪い方がいるので、公民館に車いすを整備し、少しでも参加しやすい環境づくりをしたい。
例２：自治会で次年度から地域活性化のため新たに文化祭を計画しているが、自治会の予算だけでは資金が足りないため助成をお願いしたい。
例３：高齢者や介護を必要とされる方の安否確認等のために、自治会として簡易型緊急通報装置（グリップコール）を設置したいので助成をお願いしたい。

◆その他会長が必要と認める事業

留意点

◆助成を受けた回数・年度によって、申請が可能となる時期が違いますのでご注意ください。
（１）助成をうけたことがない　→ 今回申請ができます。
（２）過去１回助成を受けた　→ 助成を受けた年度の２年後以降に申請ができます。
（３）過去２回以上助成を受けた → 最後に助成を受けた年度の３年後以降に申請ができます。
詳しくは下の表をご覧ください。

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
助成を受けたことがない団体等					○→		
過去１回 助成を受けた団体等	助成を受けた年度が 平成２９年度以前	助	成		○→		
	助成を受けた年度が 平成３０年度			助成		○→	
過去２回以上 助成を受けた団体等	最後に助成を受けた年度が 平成２８年度以前	助成			○→		
	最後に助成を受けた年度が 平成２９年度		助成			○→	
	最後に助成を受けた年度が 平成３０年度			助成			○→

「○」の年度以降に申請が可能になります。申請可能年度が不明な団体は，事務局までお問い合わせください。

◆共同募金活動（募金活動や街頭募金）に協力していただける団体・自治会が対象となります。（個人での申請はできません。）
◆前年度（H29年度）と今年度（H３０年度）、共同募金へ協力いただけなかった自治会は、申請できません。
◆対象とする事業の総事業費は，配分限度額の３倍以内であること。
◆単年度の助成ですので、経常経費は対象となりません。
◆助成金の使用に当たっては、自己（団体含む）、または関連団体等が支払先となる支出は禁止します。
◆備品や印刷物等には赤い羽根共同募金から支援を受けていることを明示（シールの添付や印刷物への掲載等）していただきます。
◆複数の出水市民を対象とする市内で行なう事業とします。
◆申請に関わる団体の活動や趣旨、事業内容が政治、宗教、営利などを目的としないこと。
◆申し込みは原則として１団体１事業とします。
◆自治会内の活動団体（サロンや見守り隊など）からの申請も自治会からの申請扱いとなります。
◆利用対象者及び活動者が概ね半数以上重複する場合等は同一団体とみなし、申請はできません。必要に応じて会員名簿の提出を求めることがあります。
◆委員会での選考に対し，異議申し立ては行わないことをご了承のうえご応募ください。また，不採用になった場合においても申請者に対し，その理由の開示は行いませんので，あらかじめご了承ください。

配分限度額
◆事業費の４／５以内で助成限度額は５０,０００円とする。
◆応募多数の場合は，まず新規申請を優先し、次に過去の助成回数の少ない自治会（団体）から助成決定します。

調　査
事例によっては、現地調査・訪問を行う場合があります。

配分決定時の負担条件
事業終了後、速やかに事業活動報告と領収書（写）、写真を添付のうえご提出いただきます。
なお、指定する期日までに活動報告書の提出がない場合、助成金全額を返還していただきます。

申請受付期間
平成３０年１１月１日（木）から平成３１年１月１１日（金）１７時まで

その他
申請書は社協本所・各支所に設置してあります。

この事業は、来年度（平成３１年４月１日～平成３２年３月31 日）に実施する事業が対象となりますので、申請の際にお間違えのないようご注意下さい。

お問い合わせ先
出水市社会福祉協議会　本所事業係　☎６３－４１８０　担当：前田、片川
出水市社会福祉協議会　高尾野支所　☎８２－４８５０　担当：伊原
出水市社会福祉協議会　野 田 支所　☎８４－２０６６　担当：島元

（赤い羽根共同募金配分金事業）

平成３１年度 共同募金地域活動助成申請書

１　助成希望額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（総 事 業 費＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）

２　事 業 計 画

事業名			
積算内訳	数 量	単 価	事 業 金 額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
助成を必要とする理由（現状と課題、期待される効果等）			

＊ 事業名は，具体的に記載してください。例えば「座椅子整備事業」等
＊ 助成を必要とする理由欄には，①現状と課題，②事業を実施することによる期待される効果等について具体的に記入してください。

３　添付書類
① 工事等の場合・・・見積書，見取図，現況写真
② 物品等購入の場合・・・見積書，カタログ（メーカー，機種，価格のわかるもの）

上記のとおり，平成３１年度共同募金（３０年度募金３１年度配分）の助成を受けたく申請します。

平成　　年　　月　　日

団 体 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所 （〒899-　　）

出水市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

社会福祉法人
出水市社会福祉協議会会長　殿

Ｔ Ｅ Ｌ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式１：助成申請書

【記入例】

（赤い羽根共同募金配分金事業）

平成３１年度 共同募金地域活動助成申請書

１　助成希望額　５０，０００　円

（総 事 業 費　６２，５００　円）

２　事 業 計 画

事業名	低座椅子整備事業		
積算内訳	数 量	単 価	事 業 金 額
低座椅子	25脚	2,500円	62,500円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

助成を必要とする理由（現状と課題、期待される効果等）

自治会で足・腰・膝の悪い方が多く、自治会行事で長時間座ることが困難だが、現在公民館には椅子がないため、低座椅子を整備し、少しでも行事（いきいきサロンや敬老行事など）に参加しやすい環境づくりを行いたい。

また、座椅子を整備することにより行事に参加者する方も増え、自治会内の交流が深まり、安心安全の地域づくりに繋がると期待しております。

＊ 事業名は，具体的に記載してください。例えば「座椅子整備事業」等
＊ 助成を必要とする理由欄には，①現状と課題，②事業を実施することによる期待される効果等について具体的に記入してください。

３　添付書類
① 工事等の場合・・・見積書，見取図，現況写真
② 物品等購入の場合・・・見積書，カタログ（メーカー，機種，価格のわかるもの）

上記のとおり，平成３１年度共同募金（３０年度募金３１年度配分）の助成を受けたく申請します。

平成　　年　　月　　日

団 体 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所 （〒899-　　）

出水市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

社会福祉法人
出水市社会福祉協議会会長　殿

Ｔ Ｅ Ｌ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿